

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

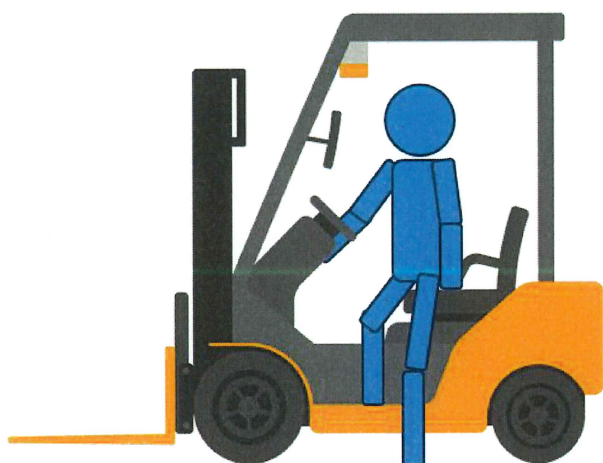
## 災害発生情報 No.162

令和8年4月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験年数	30年	年齢	60歳代
発生年月	令和8年2月	発生時刻	9時台		
発生状況	工場内でフォークリフトから降車した際に、不安定な場所に足をついたため、ひざを捻ってしまった。				
負傷の性質/部位	関節の障害/ひざ	休業見込期間 若しくは死亡	1週		



(イメージ図)

### 1 原因

- ・工場内の床面について段差等が解消されていないこと
- ・工場内の床面を考慮した作業計画（フォークリフトの駐車場所）となっていないこと

### 2 対策

- ・工場内の床面について、可能な限り段差を解消する
- ・フォークリフトの駐車場所は、乗降に支障が出ない場所を選定すること

（一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適當なところがあったと断じるものではありません）

### ◆安全衛生の窓◆

令和8年4月1日から改正労働安全衛生法が施行され、高齢者の労働災害防止のための措置が努力義務として課されるようになりました。

事業者が努力義務として講ずべき措置につきましては、令和8年2月10日付けで「高齢者の労働災害防止のための指針」として示されています。

同指針では、事業者が講ずべき措置として、①安全衛生管理体制の確立、②職場環境の改善、③高齢者の健康や体力の状況の把握、④高齢者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の5点を挙げています。

例えば、①安全衛生管理体制の確立として「危険源の特定等のリスクアセスメントの実施」が示されています。これは、高齢者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、リスクアセスメントを行うことを想定しています。

労働災害を防止するためには、事業者の努力のみならず、労働者自身に、身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解していただく必要があり、労使双方の協力が不可欠です。